

令和3年8月

受注者の皆様へ

国 立 市

工事等関係書類の受注者等の押印廃止について

当市発注の工事、修繕及び業務委託におきましては、国からの「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知に基づく検討の結果、受注者の皆様が提出する工事等関係書類の押印に関して、下記のとおり「押印廃止」を行うこととしましたので通知します。

受注者の皆様におかれましては、工事等関係書類の適正な対応にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 押印廃止の施行日 令和3年8月1日

2. 押印を廃止する提出書類

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ①着手届（添付工程表） | ②経歴書 |
| ③建設業退職金共済制度加入届 | ④労災保険加入証明書 |
| ⑤各種承諾、願出、届出、報告書 | |
| ⑥支給材請求等、施工調書、身分証明発行等、借用書、週報など | |
| ⑦完了届（添付工程表） | ⑧検査願 |

3. 押印を存置する提出書類

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| ①現場代理人等届出 | ②質疑（指示）回答書 |
| ③部分使用承諾書 | |
| ④変更届（受注者名称、代表者、所在地変更、印鑑変更、技術者変更等） | |
| ⑤個別の保証書等 | |

4. その他

- (1) 既に着手している工事等については、施行日をもって押印廃止が適用されます。
- (2) 施行日から令和4年3月31日までは、㊸が表示されている様式の使用も可能とし、その場合に押印がなされていなくても有効な書面として取扱います。
なお、㊸印は取消し線にて取消していただきますようお願いいたします。

詳しくは、担当監督員にご確認ください。